民生教育常任委員会会議録

１　日　　時　　令和７年３月６日（木）
　　午前１０時～午前１０時１３分

２　場　　所　　議員協議会室

３　出席委員　　委員長　小野寺美穂　副委員長　大友康信
　　委　　員　阿部正義　委　　員　佐藤さやか
　　委　　員　佐藤繁樹　委　　員　熊谷克彦
　　委　　員　長南良彦

４　欠席委員　　なし

５　説明のため出席をした者の職氏名

健康福祉部長	安倍　卓
こども支援課長	西坂路子
健康福祉部企画員兼こども支援課長補佐	佐藤旭一
こども支援課主幹兼保育係長	佐藤優太

６　事務局職員

事務局長	綱川宏一
主幹兼議事調査係長	若林　潤
主事	髙橋桃花

７　付議事件
　（１）　議案第１８号　　名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

午前１０時　開会

○委員長（小野寺美穂）　出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第18号　名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹）　議案第18号資料、第23条で、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信とは具体的にどのようなものか、お伺いいたします。

○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太）　具体的には、電気通信回線、いわゆる双方向に通信可能なインターネット回線を利用して、コンピューターサーバー等に蓄積された情報を、インターネットを通じてアクセスがあると自動的に送信するもの、いわゆる自動公衆送信という、私たちが普段利用するインターネットを利用して施設情報を掲載して公開していくというようなものになっております。

○委員長（小野寺美穂）　佐藤繁樹委員。

○委員（佐藤繁樹）　条文を読むと、ホームページに、施設の情報とか、そういった重要事項を出して、閲覧ができるようにしていくということでよろしいでしょうか。

○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太）　委員お見込みのとおりです。

○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。阿部正義委員。

○委員（阿部正義）　議案第18号資料の第23条で、この新たな施設が新設される場合、電気通信回線がない場合はどのような対処をされるのか、これは絶対条件なのか、確認させてください。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、こども支援課長。
○こども支援課長（西坂路子）　インターネットに公開している情報ですが、国主導で既に子ども・子育て支援情報公表システムというものがありまして、それが、ここdeサーチという愛称で呼ばれているのですが、認可の保育所等は必ずそちらに情報を公開するという流れになっております。今後、新しい施設がもし開設等ある場合、認可施設であれば必ずその流れに沿って情報を公開していくことになると思いますので、漏れなく対応できると考えております。
○委員長（小野寺美穂）　阿部正義委員。
○委員（阿部正義）　新たな施設ができたときは、施設の方たちがホームページとかを作るということではなくて、そういうところに公表して情報が出るという認識でよろしいでしょうか。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、こども支援課長。
○こども支援課長（西坂路子）　委員お見込みのとおり、施設でホームページを作る場合もあるかと思いますが、必ずそちらにも掲載をされるということです。
○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。熊谷克彦委員。
○委員（熊谷克彦）　条文の第23条ですが、一段落目に、掲示とともに、公衆の閲覧ということになっているのですが、このような点について、保育所に対する指導をどのように行うのかお尋ねします。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　国主導のシステムですので、国から通知があった段階で随時、メールや会議等を利用して各施設にはお知らせを行い、その中でメールや電話等を用いて丁寧に説明しながら市に申請をいただいて、公開に至っていくという流れになっております。
○委員長（小野寺美穂）　熊谷克彦委員。
○委員（熊谷克彦）　基準の中には運営等という条文も入っておりますので、例えば保育の質であったり、園児の安全の確保など、様々な情報が市民の方に

伝達されるかなと思うのですが、それに関して指導の頻度と申しましょうか、保育所に対して、例えば事件が起こらないようにする対策とか、その点についてどのような考え方で対応するのかお尋ねします。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　今回の通称ここdeサーチに載せる情報については、保護者が保育所の選択に資する情報を得るような重要事項を載せるということになっております。そのほかに、別の形で指導監査というものがあり、特定教育保育施設については県で、実地検査については市も同席しながら行います。それから、特定地域型保育事業については市で実地検査を年１回行っているという形です。
○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。長南良彦委員。
○委員（長南良彦）　先ほどの佐藤繁樹委員の質疑と重複するかもしれませんが、第53条第２項で、今までは磁気ディスクとかＣＤロム、その他と書いてあって、これを電磁的記録媒体に改めるっていうことですが、これはインターネットに変えるということなのか、それとも、今までのものにプラスアルファでそういったものを付け加えるという意味なのか、その辺内容を教えてください。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　今回の電磁的記録媒体の文言の修正について、何か特定の機器を指しているというわけではなく、磁気ディスク、ＣＤロム、その他これらに準ずる方法によりという限定的なものを、今後出てくるかもしれない様々な技術の可能性を排除しないために、技術的中立性の観点から文言の修正を図るというものになっております。
○委員長（小野寺美穂）　長南良彦委員。
○委員（長南良彦）　それではもう１点、先般の条例議案の事前説明の中で、部長から補足説明されたわけですけど、その中で今回の改正というのはいわゆる文言整理で、内容を明確にすることが目的であって、基準上に実質的な変更が生じるものでもなく、利用者への影響もないという御説明がありました。今回の条例の一部改正において、第23条で今お話あったようにインターネット上でも掲示することが追加されるわけですけど、この改正によって、施設側であったり、利用者側にとって生まれる効果的なものがあれば教えてください。

○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　１つのウェブサイトに様々な施設を掲載することによって、例えば転入転出とかで、保護者が保育所を選択するときに、市域を跨いだ情報を得られるというサイトになっておりますので、保護者の保育所選択に資するという観点でメリットがあるというところです。
○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。大友康信委員。
○委員（大友康信）　第23条で、インターネットを使って公衆の閲覧に供するということなので、例えば既にホームページであるとかいろんな保育所であるとかそういったところの情報について、これまでの部分をきちんと条例の中で文言を整えていくという目的だと思うのですが、サーバーに上げたりする場合に、個人情報的なものとか、内部情報的なものはこのように載らないということで、あくまで公に閲覧できるようにするための文言整理だと捉えていいでしょうか。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　委員お見込みのとおりです。
○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。大友康信委員。
○委員（大友康信）　サーバーに入れてということだったので、第53条では今後いろいろな形で、サーバーなり、クラウドというものにも対応できるようにということで、第53条があるということで捉えていいですか。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　委員お見込みのとおりです。
○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。阿部正義委員。
○委員（阿部正義）　第53条で、これまでの書面の提出において、磁気ディスクやＣＤロムなどの提出とかはされたことがあるのか伺います。
○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。
○こども支援課保育係長（佐藤優太）　今までのやりとりにおいて磁気ディスク等が利用されたかは把握していないのですが、入所する際に当たっては重要事項等の説明とか、そういったところで書面とかでやりとりをしている中で、今後、そういったものを電磁的記録に変えていくという主旨になっております。
○委員長（小野寺美穂）　阿部正義委員。

○委員（阿部正義）　提出においての質疑です。ＣＤロムだったり磁気ディスク、そういうものが施設から記録として市に提出とか書面として提出されたことがあるのかどうかというところを聞いていたのですが、今後、幅広く解釈を広げて、例えばメールの送信で提出を求めたりもできるのかどうかというところも含めて、教えていただければと思います。

○委員長（小野寺美穂）　答弁、保育係長。

○こども支援課保育係長（佐藤優太）　現在のやりとりについては紙ベースを基本として行っておりますが、メールとか、その他電子的記録媒体とかでやりとりをすることは、今後のやり方の組立てを保護者様同意の下で設定することで可能になっていくというような形になっております。

○委員長（小野寺美穂）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号　名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野寺美穂）　起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第18号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野寺美穂）　御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。
本日の委員会はこれをもって散会いたします。
大変お疲れさまでした。
午前１０時１３分　散会

令和７年３月６日
民生教育常任委員会
委員長　小野寺　美穂